

ストーマ装具保有者への支援について

令和8年8月千葉豪雨により被災し、家屋の倒壊等によりストーマ用品の入手が困難になったストーマ保有者の方々に対し、災害発生から約1ヶ月間においてストーマ用品の無償提供を行います。

【対象者】

災害救助法適用の市町村内被災ストーマ装具保有者で、家屋の倒壊等によりストーマ用品の持出しや入手が困難なストーマ装具保有者並びに入手が困難な避難所、病院等の施設等

※無条件でストーマ装具の提供を受けられる仕組みではありません。

【提供の流れ】

白井市 障害福祉課 給付係 047-497-3483 へ申込



千葉県医療機器販売業協会から、申込者へ用品の確認



被災ストーマ装具保有者へ、用品の提供

問い合わせ先
障害福祉課 給付係
電 話：047-497-3483
F A X：047-492-3033